

1 外国船舶の監督

(1) P S Cの概要及び体制

P S C（ポート・ステート・コントロール：寄港国による外国船舶の監督）は、海上における安全確保、海洋環境保全及び船員の労働環境向上のため、条約不適合船舶（サブスタンダード船）の排除を目的としている。

国土交通省では、平成9年4月、P S Cの執行体制として地方運輸局等に「外国船舶監督官」が創設され、平成27年4月1日現在、当運輸監理部本局に外国船舶監督官8名、外国船舶監督係長1名、姫路海事事務所に外国船舶監督官2名が配置されており、国際港湾である神戸港、国際拠点港湾である姫路港をはじめ、尼崎西宮芦屋港、東播磨港、赤穂港、相生港等に於いてP S Cを実施している。

また、アジア・太平洋地域では、平成5年12月、関係18カ国（現在19カ国）の間で、東京において覚書（「東京MOU」と称する。）が交わされ、我が国は東京MOUの主導国として域内の東南アジア諸国や中国等のP S C検査官の訓練・研修及び情報ネットワークの拡充など、P S C協力体制の強化、発展に貢献している。

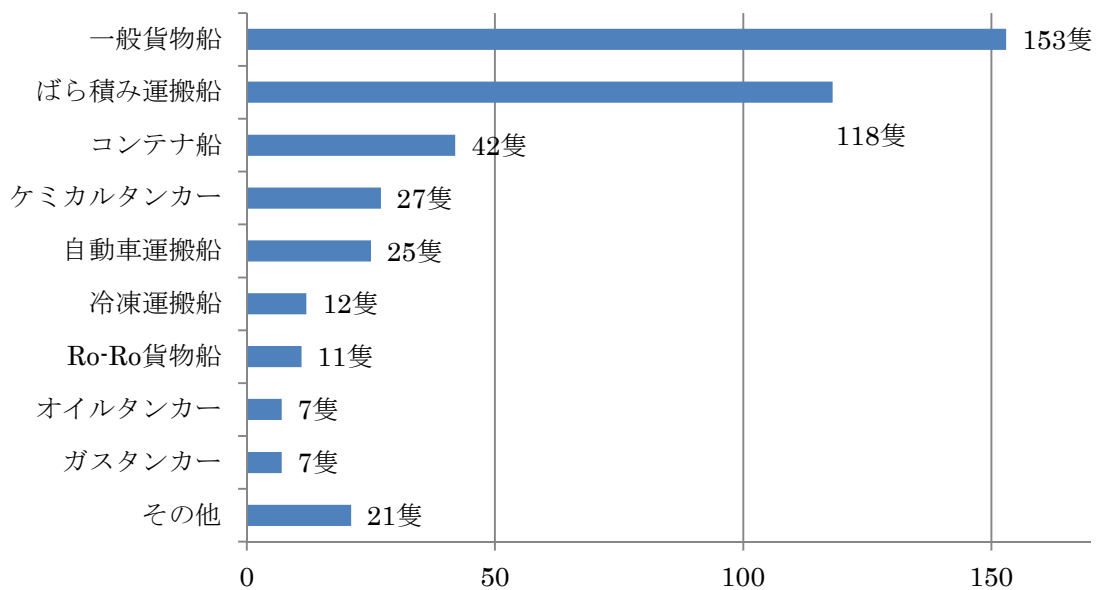
(2) 監督実績

平成26年度における管内の監督実績は、第1図～第5図のとおりである。

監督を実施した船舶は423隻であったが、うち337隻に対して計1,911件の欠陥について指導した。また、重大な欠陥のあった20隻（当該欠陥指摘件数は46件）に対し、技術基準適合命令及び是正通告を発出した。

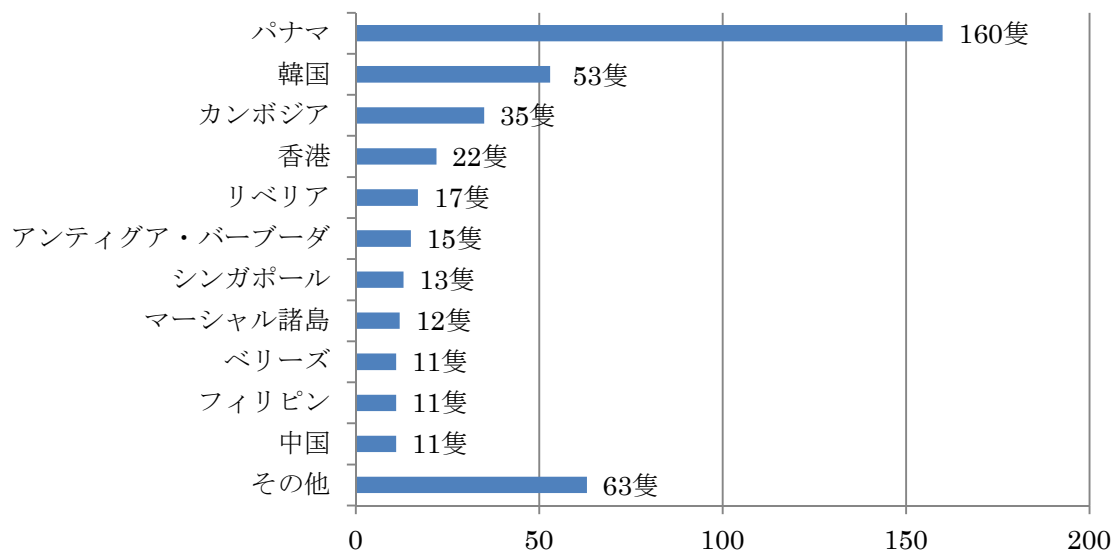
第1図 船種別監督実施船舶数 423隻

(平成26年度)



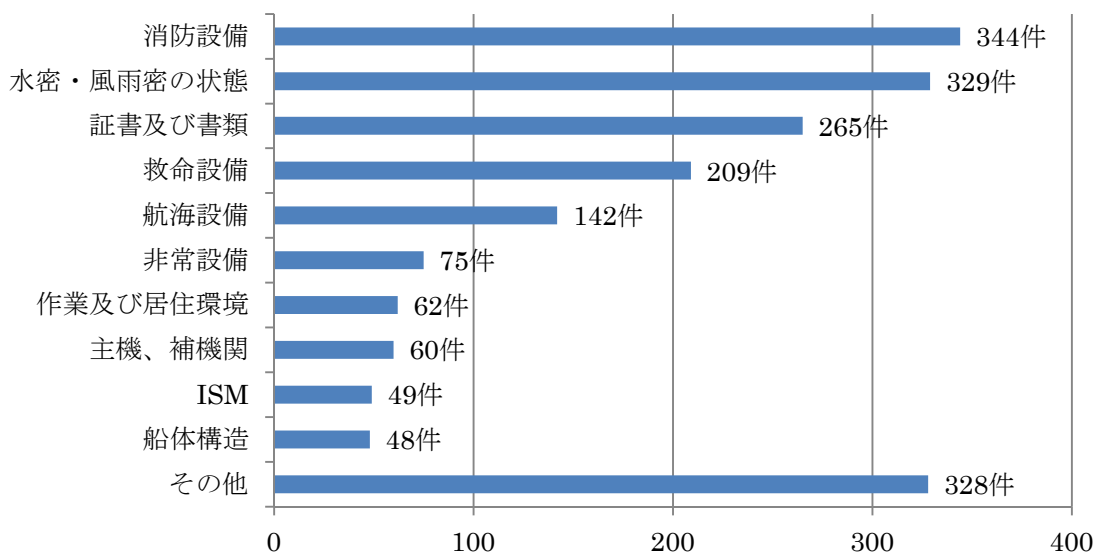
第2図 国籍別監督実施船舶数 423隻

(平成26年度)



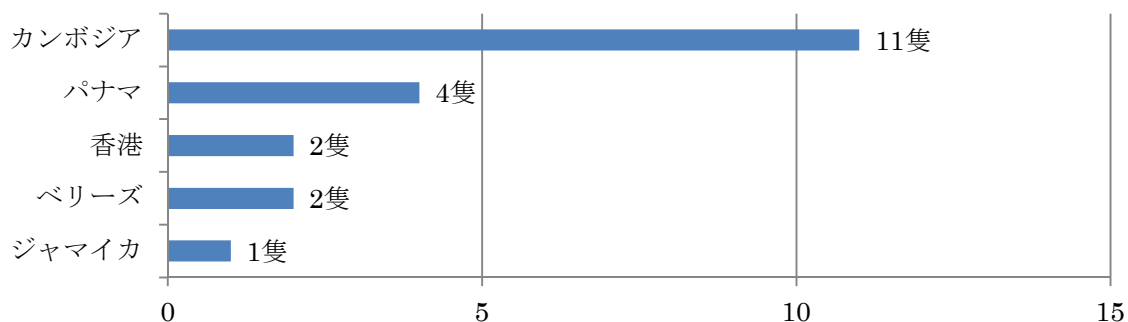
第3図 欠陥報告書による欠陥内容別指摘件数 1,911件

(平成26年度)



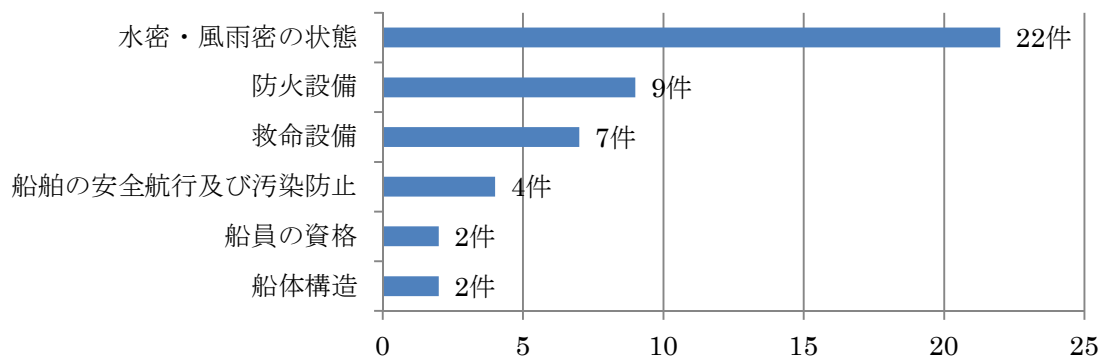
第4図 国籍別技術基準適合命令等発出船舶数 20隻

(平成26年度)



第5図 欠陥内容別是正命令発出件数 46件

(平成26年度)



(3) 東京MOU集中検査キャンペーン

東京MOUでは、従来より、重点項目を定めて各メンバー国が統一した方法で検査を実施するPSCの集中検査キャンペーン（Concentrated Inspection Campaign：CIC）を毎年行っている。

平成26年度は、STCW条約に基づく休憩時間に係るCICを9月1日から11月30日までの3か月間実施し、管内においては126隻の実績があった。

(4) 東京MOU事業の支援（外国人PSC研修生の受入れと技術交流）

（公財）東京エムオウユウ事務局が日本財団の支援を受けて実施しているPSC官一般訓練コース（General Training Course：GTC）は、東京MOU域内各国の初級又は中堅検査官を対象として、PSCの基礎的な知識の習得及び実地訓練により、実際のPSC経験を積ませるものであり、毎年、各国からPSC官を我が国に招聘している。横浜での座学実習のあと、各地方局にて約10日間の船上実習及びレビューを行うもので、神戸運輸監理部では平成26年9月に国際海事機関からの派遣者1名を含む外国人研修生2名を受け入れた。

また、10月には、東京MOU域内で行われるPSC官相互派遣事業「PSC exchange program」により1名の外国人研修生を受け入れた。

我が国のPSC官との技術交流を通じ、参加した研修生からは、実践的な研修として高い評価を受けている。

(5) 係船装置及び係船作業の安全対策の取組み

平成21年3月20日に神戸港コンテナバースで発生した係船ロープの切断による綱取り作業員2名の死亡事故を受け、外国船の係船装置及び係船作業の安全に重点を置きPSCを実施してきたところである。

特に、平成27年3月16日から20日は、改めて事故の重大さを再認識し再発防止に向けた安全対策の強化を図ることを目的としてキャンペーンを実施し、外国船16隻に対して係船ロープや係船設備の状況を重点的にチェックし、また、啓発活動を行い、乗組員に対して注意を喚起した。